


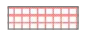

13. 経堂二・三丁目、宮坂三丁目地区

区域指定の検討

区域及び指定理由

区 域	指定理由
世田谷区 経堂二丁目、三丁目及び 宮坂三丁目の各地内の区域	<p>当該区域は、災害時、世田谷区地域防災計画に基づく一時集合所及び避難所である経堂小学校に避難することとなっており、当該場所までの避難経路の防火性を高める必要があることから、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱 第2(4) 避難場所及び避難道路並びにこれらの周辺等防災上火災を抑制する必要がある地域に準じる区域であると言える。</p> <p>また、防災都市づくり推進計画に規定されている整備地域の選定基準の一つである不燃領域率が基準値の60%を下回っていることに加え、当該避難経路はいずれも細街路が多い。</p> <p>以上より、当該区域は、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱 第2(5) その他市街地の特性や周辺の状況により上記各号に準ずると認められる地域に該当する。</p>

凡例

	区域指定案
	防火地域
	準防火地域

